

# 医師の働き方改革と臨床研修

働き方改革を、より良い臨床研修の場の形成につなげるために

厚生労働省医政局医事課 医師等医療従事者働き方改革推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 医師の働き方改革の制度概要



### 医師の働き方改革はなぜ必要か?

#### 社会構造の変化への対応

経営の視点:働き手の獲得競争への対応 ※医療機関間/他業種間

- 人口減少社会において、社会を維持するためには、柔軟な働き方を可能とし、様々な制約のある方にも働いてもらえる環境が必要(⇒子育て中の医師等の活躍機会を増やす等)
- また、少ない人員でも機能する働き方への変革が必要(⇒チーム医療の推進等)

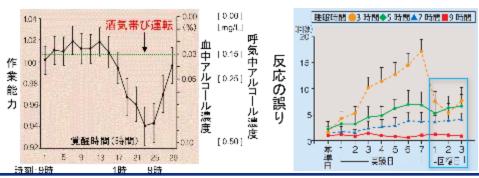
#### 安全な医療の提供のためにも

- 持続可能な医療提供体制の構築を通じ、地域医療提供の確保を。
- 医療の質と安全の確保のためにも、医師の勤務環境を改善し、休息を確保した働き方へ変わる必要がある。 (長時間労働は睡眠不足を招き、医療安全が脅かされることが確認されている。)

#### 【医療事故やヒヤリ・ハットの経験(勤務時間区分ごと)】



【睡眠と作業能力の関係(第5回検討会 高橋正也参考人報告資料より抜粋)】



Dawson & Reid, Nature 1997

Belenky et al, J Sleep Res 2003

#### 医師本人にとっても

- 医師にしかできない業務に集中することで、やりがいの向上へ
- 自分で自由に差配できる時間(自己投資時間)を増やすことで、家族時間の確保/研鑽時間の充実/研究時間の確保等自らのキャリア志向に沿った行動を可能に。

### 医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される 医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持していく上で重要である。
- 地域医療提供体制の改革や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供するタスクシフト/シェアの推進と併せて、医療機関における医師の働き方改革に取り組む必要がある。

#### 現状

#### 【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の 医師は長時間の傾向が強い

#### 【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、 記録作成なども医師が担当

#### 目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮 により医師の健康を確保する

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、 より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

#### 対策

#### 長時間労働を生む構造的な問題への取組

#### 医療施設の最適配置の推進

(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の医師偏在の是正

国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進

#### 医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な労務管理の推進

タスクシフト/シェアの推進

(業務範囲の拡大・明確化)



#### <行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センター を通じた支援
- ・経営層の意識改革 (講習会等)

医師の健康確保

面接指導

健康状態を医師がチェック

・医師への周知啓発

#### 時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 (2024.4~) 法改正で対応

#### 地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間 短縮計画の案を**作成** 

評価センターが**評価** 

都道府県知事が**指定** 

医療機関が 計画に基づく取組を**実施** 

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A (一般労働者と同程度)	960時間		努力義務	
連携B(医師を派遣する病院)	1,860時間			
B (救急医療等)	・※2035年度末 を目標に終了	義務	¥ 74	

### 休息時間の確保

連続勤務時間制限と 勤務間インターバル規制 (または代償休息)

**C-1** (臨床・専門研修)

C-2 (高度技能の修得研修)

1,860時間

義務

# 連携B・B・C水準医師に対する 追加的健康確保措置について



面接指導・勤務間インターバル・代償休息



# 追加的健康確保措置(面接指導)

1か月の時間外・休日労働が100時間以上となることが見込まれる医師が面接指導の対象となります。

#### 【必要と認める場合には遅滞なく労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を実施】

※1か月の時間外・休日労働が155時間を超える場合には遅滞なく労働時間短縮のために必要な措置を講じなければならない。

# 事業者

(医療機関の管理者)

※面接指導の結果の記録の保存(5年)

#### 【管理者が面接指導実施医師による面接指導を実施】

#### く実施時期>

- ・1か月の時間外・休日労働が100時間に達するまでの間に実施(BC水準)
- ・疲労の蓄積が認められない場合は100時間以上となった後遅滞なくでも可(BC水準以外)

#### く確認事項>

- ① 勤務の状況 (前月の休日・時間外労働時間 (副業・兼業も自己申告により通算する)
- ② 睡眠の状況(直近2週間の1日平均睡眠時間(可能であればアクチグラフ等の客観的指標を用いる))
- ③ 疲労の蓄積の状況(「労働者の疲労蓄積度の自己診断チェックリスト」)
- ④ ②、③以外の心身の状況、
- ⑤ 面接指導を受ける意思の有無

# 労働者

(面接指導対象医師)

1か月の時間外・休日労働が100時間以上見込み

#### 【必要な情報の提供】

- ① 面接指導対象医師の氏名
- ② 上記 <確認事項>の内容
- ③ その他必要な事項
- ※①、②は管理者の確認後速やかに
- ③は面接指導医師からの求め後速やかに

# 面接指導 実施医師

- ※勤務する医療機関の管理者でないこと
- ※講習修了者
- ※産業医(講習修了者) が担うことも可

#### 【面接指導】

#### く確認事項>

- 勤務の状況
- ② 睡眠の状況
- ③ 疲労の蓄積の状況
- ②、③以外の心身の状況(うつ症状や心血管疾患のリスク等)

助言・指導

産業医等と連携して行うことが望ましい

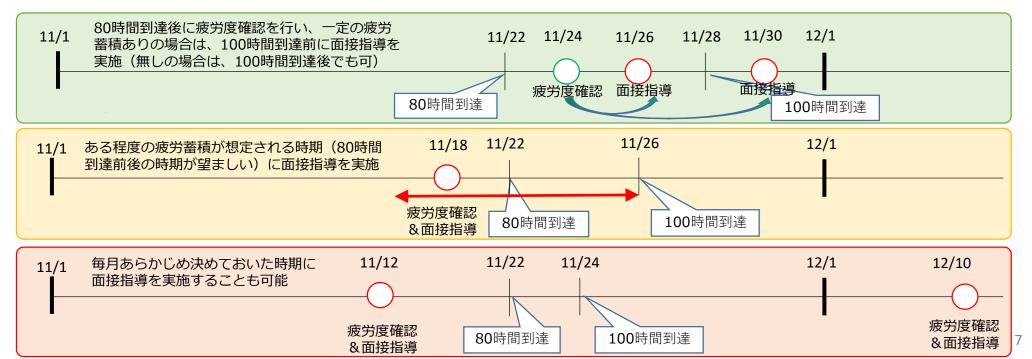
←産業医は衛生委員会への委員としての参画を通じて事業者に意見を言う立場(労働安全衛生法の枠組み)

《面接指導の結果についての意見聴取

## 面接指導の実施時期について

水準	A水準	A・B・連携B・C水準	B・連携B・C水準
時間外・休日労働が100時間 以上となる頻度	低い		高い
睡眠及び疲労の状況の 事前確認の実施時期	当該月の時間外・休日労働が80時間を超 えた後	ある程度の疲労蓄積が想定される時期 (当該月の時間外・休日労働が80時間前 後となる時期が望ましい)	毎月あらかじめ決めておいた時期に行う ことも可能
面接指導の実施時期	事前確認で一定の疲労の蓄積が予想される場合注は当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。	※ただし、当該月の時間外・休日労働が 100時間に到達する前に実施しなければ ならない。	※ただし、当該月の時間外・休日労働が 100時間に前に実施しなければならない。

- 注 一定の疲労蓄積が予想される場合とは下記のいずれかに該当した場合である。
  - ① 前月の時間外・休日労働時間数:100時間以上 ② 直近2週間の1日平均睡眠時間:6時間未満
  - ③ 疲労蓄積度チェック:自覚症状がIV又は負担度の点数が4以上 ④ 面接指導の希望:有



# 面接指導実施医師養成講習会に関するホームページ 「医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ」

長時間労働医師への面接指導に関する情報を掲載(面接指導実施医師養成講習会は令和4年内に開始予定)

#### ☞ 医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ



このウェブサイトは、令和6年4月より施行される、長時間労働 医師への面接指導実施医師が業務を行うために必要とされるオンライン講習(eラーニング)を提供しています。受講にはログインIDとパスワードの発行が必要です。医師法に基づく医師免許を有する者であれば、受講することができ、また、受講に費用はかかりません。

講習会の受講申し込みは2022年内に開始予定です。 しばらくお待ちください。

#### 医師の働き方改革と長時間労働医師への面接指導を知る

医師の働き方改革の制度について



くわしく見る

長時間労働医師への面接指導について



くわしく見る

○○○○○ 医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ

https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/

### 連続勤務時間制限・勤務間インターバル規制・代償休息等について

令和3年9月15日 第15回 医師の働き方改革の推進に関する検討会 資料1

勤務シフト等を組むに当たっての基本ルール

※義務対象はB・連携B・C水準の適用となる医師。A水準の適用となる医師については努力義務。

- ※C-1水準が適用される臨床研修医については次頁参照。
- (1) 勤務間インターバルを次の2種類の方法により確保する。
  - ①<u>始業から24時間以内に9時間の連続した休息時間</u>を確保を基本とし、
  - ②始業から46時間以内に18時間の連続した休息時間を確保(宿日直許可のない宿日直に従事させる場合)
  - \* 宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合は、9時間の連続した休息時間が確保されたものとみなす。
- (2) 代償休息を付与することを前提として勤務シフト等を組むことは、原則として認められない。
  - \* 個人が連続して15時間を超える対応が必要な業務が予定されている場合は、代償休息の付与を前提とした運用を認める。ただし、当該業務の終了後すぐに代償休息を付与すること。

#### 代償休息の基本ルール

- (3) 予定された9時間又は18時間の連続した休息時間中に<u>やむを得ない理由により発生した労働に従事した場</u>合は、当該労働時間に相当する時間の代償休息を事後的に付与する。(翌月末までに付与する。)
  - \* 宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合に、当該連続した9時間の間に通常の勤務時間と同態様の労働が発生し十分な睡眠が確保できなかった場合は、管理者は、当該労働時間に相当する時間の休息を事後的に付与する配慮義務を負う。

#### 勤務シフト等を組むに当たっての基本ルール

- (1) 勤務間インターバルを次の2種類の方法により確保する。
  - ①<u>始業から**24時間以内に9時間の連続した休息時間**</u>を確保を原則とし、
  - ②<u>始業から48時間以内に24時間の連続した休息時間</u>を確保 (<u>臨床研修における必要性</u>から、<u>指導医の勤務に合わせた24時間の連続勤務時間</u>とする必要がある場合)
  - \* 宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合は、9時間の連続した休息時間が確保されたものとみなす。

#### 代償休息の基本ルール

- (2) 代償休息の必要がないように勤務間インターバルの確保を徹底することを原則とする。
  - \* ただし、以下を要件として代償休息の付与を認める。
  - ① 臨床研修における必要性から、オンコール又は宿日直許可のある宿日直への従事が必要な場合に限る。
  - ② 臨床研修医の募集時に代償休息を付与する形式での研修を実施する旨を明示する。
  - ③代償休息を付与する期限は、以下のとおりとする。
    - 「当該診療科の研修期間の末日」又は「翌月末」までのいずれか早い日までの間に付与する。
    - ・「翌月末」より前に「当該診療科の研修期間の末日」を迎える場合は、「当該診療科の研修期間の末日」までに代償休息を付与する ことが困難である場合に限り、「翌月末」までに付与するものとする。

# 勤務間インターバルと代償休息に関するルールの設定を

#### 代償休息付与の留意事項

#### 中間とりまとめ(抜粋)

- 連続勤務時間制限及び勤務間インターバルを実施できなかった場合の代償休息の付与方法については、対象となった時間数について、**所定労働時間中における時間休の取得又は勤務間インターバルの延長のいずれかによる**こととするが、疲労回復に効果的な休息の付与の観点から以下のような点に留意する。
  - ・ <u>勤務間インターバルの延長は、睡眠の量と質の向上</u> につながる
  - ・ <u>代償休息を生じさせる勤務の発生後、できる限り早く</u> 付与する
  - ・ <u>オンコールからの解放、シフト制の厳格化等の配慮に</u> より、仕事から切り離された状況を設定する

また、代償休息は予定されていた休日以外で付与することが望ましく、特に面接指導の結果によって個別に必要性が認められる場合には、予定されていた休日以外に付与する。

#### 必須項目

追加的健康確保措置の体制を整備するために、 勤務間インターバルと代償休息に関するルールを いずれも定めている

#### *4*カイドライン

● 代償休息については、医療機関内で付与のルールを定め、周知、把握、管理を行うこと。【ガイドライン(1)④】

#### **中** 評価基準

O or X

#### ⇒ 評価の注意点

※ 必須項目の評価が×である場合は、評価保留となる。

#### 評価のポイント

- 追加的健康確保措置を目的として勤務間インターパルと代償休息に関するルールをいずれも明文化して定めており、医療機関内で周知方法(イントラネット等)の資料が確認できれば〇
  - C-1水準指定を受けようとする場合は、研修医についてのルールも明文化及び周知をしていること。
  - いずれも医療法等の追加的健康確保措置のルールに基づいていること。

#### 保留になりうる事項

● 代償休息について定めた院内の書類が確認資料として提出されてない場合は評価保留とする。

#### 確認資料例

◇ 就業規則その他勤務間インターバルと代償休息に関するルールが記載された資料

#### **参考資料**

- 資料編(3)①勤務間インターバル・代償休息の規定例を参照
- 「追加的健康確保措置(連続勤務時間制限・勤務間インターバル規制等)の運用(こついて) 厚生 労働省 第13回 医師の働き方改革の推進に関する検討会 資料1 https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000806367.pdf

# 集中的技能向上水準 C-1水準について

C-1 水準とは・・・

『臨床研修医・専門研修中の医師が一定の知識・手技を身につけるために必要な診療経験を得る期間が長期化し、学習・研鑽に積極的な医師の意欲に応えられない上、医師養成の遅れにつながるおそれ(中略)があり、ひいては医療の質及び医療提供体制への影響が懸念される』

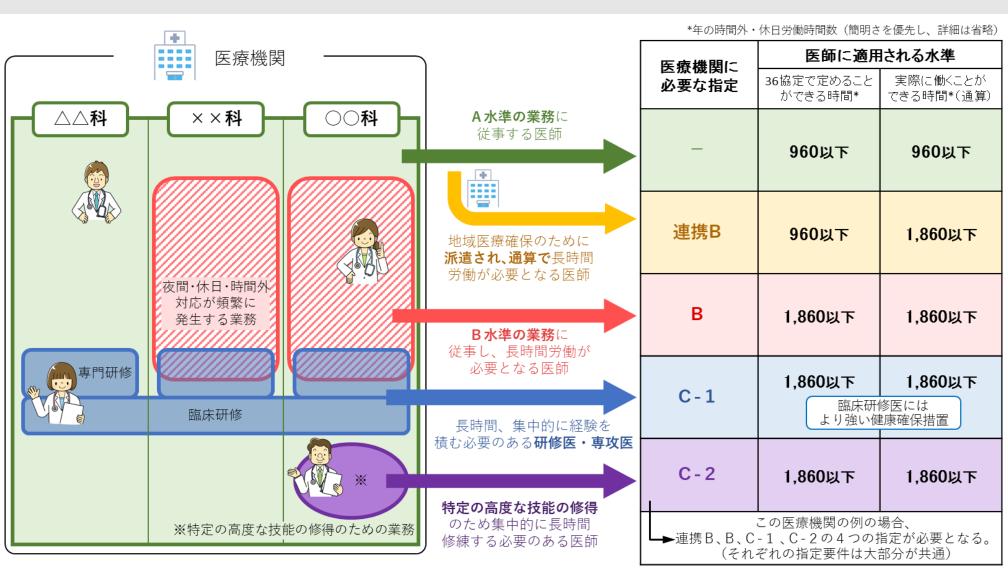
ことから、こうした業務に従事する医師に適用する時間外・休日労働の上限時間の水準として設けることとしたものである。 (医師の働き方改革に関する検討会報告書より抜粋)





# 連携B·B·C水準

所属する医師に異なる水準を適用させるためには、医療機関はそれぞれの水準についての指定を受ける必要がある。



## 複数医療機関にまたがる臨床研修プログラムにおける想定労働時間の記載方法

第1回 医道審議会医師分科会医師臨床研修部会(令和3年9月24日)資料2 一部改変

# 例:X病院を基幹型臨床研修病院としたX病院〇〇臨床研修プログラムの場合

	.亡10. <i>1</i> 7		時間外•休日労働	おおよその	参考
X 病	病院名 (基幹·協力)	所在地 (都道府県)	(年単位換算) 想定最大時間数	当直・日直回数 *宿日直許可が取れてい る場合はその旨記載	時間外·休日労働(年単位換算) 前年度実績
X病院OC	X病院(基幹)	東京都	1600時間	月1・2回 宿日直許可なし	約1700時間 対象となる臨床研修医 35名 (2021年度)
〇臨床研修プログラ	イ病院(協力)	東京都	900時間	月1〜3回 宿日直許可あり	約860時間 対象となる臨床研修医 5名 うち1名は3ヶ月の研修休止あり (2021年度)
修プロ	口病院(協力)	協力) 東京都 1500時間		夜間の勤務が週1回(救 急科研修を目的としてい るため)	約1580時間 対象となる臨床研修医 2名 (2021年度)
	ハ病院(協力)	山口県	100時間	臨床研修医の当直·日直 なし	臨床研修医の受入がないため 実績値なし
ム	二病院(協力)	富山県	1600時間	月1回 〇〇科と△△科のみ宿日 直許可あり	約1800時間 対象となる臨床研修医 2名 (2021年度)

<sup>※</sup> 医師の働き方改革の推進に関する検討会において、毎年の研修医募集において、研修プログラム内の他の医療機関での労働時間も含め、 募集前年度実績と想定時間外・休日労働時間数、当直・日直のおおよその回数と宿日直許可の有無を記載することとしている。

### C-1水準の指定に係る都道府県・医療機関の手続きの流れ

#### 必要書類を揃えて都道府県へC-1水準(プログラム/カリキュラム別)の指定申請

特に、各プログラム/カリキュラムの「研修医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数の記載」が明示されている資料を添付(※)

※ 医政局医事課医師臨床研修推進室または各学会が求める、各医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数の明示方法に沿って作成した資料で代用することも可能。



C-1水準指定申請受付



#### 地域医療対策協議会における議論 ⇒ C-1水準指定の妥当性を判断

C-1 水準を医療機関へ適用することにより、地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性があり、地域医療介護総合確保基金事業の計画や医師確保関連予算の執行計画等、都道府県の実情に照らし、**医師の確保を図るために必要と思われる事項について協議を行い、地域の医療提供体制への影響を確認する**。

※ C-1水準の指定が申請されていない場合であっても、都道府県独自の調査等に基づき、地域医療対策協議会におけるC-1水準指定に関する議論を行うことは可能。 また、議論のために地域医療対策協議会を複数回開催することも可能。



議論の結果を反映

#### 医療審議会における議論 ⇒ C-1水準の指定を判断

C-1 水準を医療機関へ適用することが地域の医療提供体制の構築方針(医療計画等)と整合的であること及び地域の医療提供体制全般としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて議論を行う。その際、地域の医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、地域医療対策協議会における議論との整合性を確認する。



#### C-1 水準指定結果通知

- 臨床研修においては、基幹型臨床研修病院の年次報告の締切が毎年4月30日である。「研修医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数」 については、令和5年4月30日を締切とする年次報告から記載事項とする予定である。年次報告は研修プログラムとともに病院ホームページに公表される。
- 専門研修においては、基幹施設がプログラム/カリキュラムを作成し、基本領域学会の一次審査、日本専門医機構の二次審査を経て、例年秋頃に認定され、その後専攻医の募集が開始される。

# まずは、医師の勤務実態の把握を

2024年4月に向けて、本年度中早期に労働時間(実態)を把握し、ゴール(どの水準を目指すか)を設定し、取組(医師労働時間短縮計画の作成等)を開始することが必要。

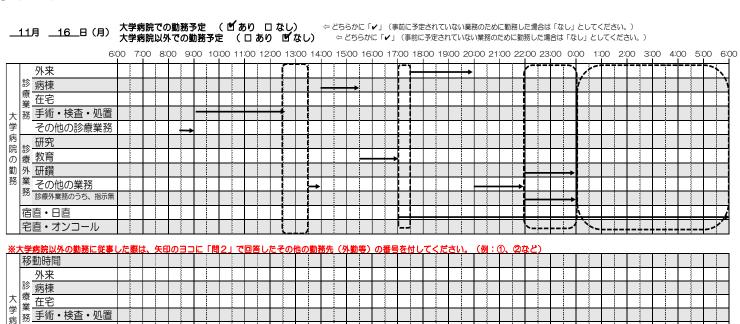
#### 医師の勤務実態把握マニュアル

その他の診療業務

業 その他の業務 診療外業務のうち、指示無 宿直・日直 宅直・オンコール

以診 研究 教育

第12回 医師の働き方改革の推進に関する検討会(令和3年7月1日開催)において、参考資料としてご呈示しております。 ぜひ、ご活用ください。



600 7:00 8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 0:00 1:00 2:00 3:00 4:00 5:00 6:00

# 臨床研修医と時間外労働の上限規制 – 各立場において、まず求められるものとは? – にに 大 石 什 修 医 本 人

### 各医療機関の労働時間の考え方(自己研鑽と労働の切り分け)について理解すること

【取組事例】 労働時間該当性の取扱いの明確化 自己研鑽など労働時間に該当するものとしないものを明確化し、院内で周知

労働時間に該当するもの			労働時間に該当しないもの		
A 診療	A 診療に関するもの		A 休憩・休息		
1	病棟回診	1	食事		
2	予定手術の延長、緊急手術	2	睡眠		
3	チャーティング	3	外出		
4	サマリー作成	4	インターネットの閲覧		
5	外来の準備	B 自己	研鑽		
6	オーダーチェック	1	自己学習		
7	診療上必要不可欠な情報収集	2	症例見学		
B 会議	・打合せ	3	参加任意の勉強会・カンファレンス		
1	必須出席者である会議・委員会	C 研究	・講演その他		
2	参加必須の勉強会・カンファレンス	1	上長の命令に基づかない学会発表の準備		
C 研究	2・講演その他	2	上長の命令に基づかない外部講演等の準備		
1	上長の命令に基づく学会発表の準備	3	上長の命令に基づかない研究活動・論文執筆		
2	上長の命令に基づく外部講演等の準備				
3	上長の命令に基づく研究活動・論文執筆				

# 臨床研修医と時間外労働の上限規制 - 各立場において求められるものとは? -

# 臨床研修指導医

臨床研修医に対する研修の効率化に向けた具体策と、時間外労働の上限規制が課される中での研修の質の担保



# **研修の効率化**とは?

◆医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ(令和2年12月22日) 抜粋

単に労働時間を短くすることではなく、十分な診療経験を得る機会を維持しつつ、

カンファレンスや自己研鑽などを効果的に組み合わせるに当たり、

マネジメントを十分に意識し、労働時間に対して最大の研修効果をあげること

### 臨床研修医と時間外労働の上限規制 – 各立場において求められるものとは? –

# 臨床研修指導医

#### 臨床研修医に対する研修の効率化に向けた具体策と、時間外労働の上限規制が課される中での研修の質の担保

#### 医師労働時間短縮計画内に最低1つの取組を記載

医師労働時間短縮計画(ひな型)

#### 1. 労働時間と組織管理(共通記載事項)

#### (1) 労働時間数

- 〇年間の時間外・休日労働時間数の平均
- 〇年間の時間外・休日労働時間数の最長
- ○年間の時間外・休日労働時間数 960 時間超~1,860 時間の人数・割合
- ○年間の時間外・休日労働時間数 1,860 時間超の人数・割合

#### (2) 労務管理・健康管理

- 〇労働時間管理方法
- ○宿日直許可の有無を踏まえた時間管理
- ○医師の研鑚の労働時間該当性を明確化するための手続等
- 〇労使の話し合い、36協定の締結
- ○衛生委員会、産業医等の活用、面接指導の実施体制
- 〇追加的健康確保措置の実施

#### (3)意識改革・啓発

#### (4)策定プロセス

※上記(1)から(4)の項目ごとに「前年度の取組実績」「当年度の取組目標」 「計画期間中の取組目標」を記載する。((4)策定プロセスは除く。)

#### 2. 労働時間短縮に向けた取組(項目ごとに任意の取組を記載)

以下の項目ごとに、最低1つの取組を記載。

#### (1) タスク・シフト/シェア

例:・職種に関わりなく特に推進するもの

・職種毎に推進するもの

#### (2) 医師の業務の見直し

例:・外来業務の見直し

- ・宿日直の体制や分担の見直し
- ・オンコール体制の見直し
- 主治医制の見直し

#### (3) その他の勤務環境改善

例:・ICTその他の設備投資

- ・出産・子育て・介護など、仕事と家庭の両立支援
- 更なるチーム医療の推進

#### (4) 副業・兼業を行う医師の労働時間の管理

例:・副業・兼業先の労働時間も踏まえた勤務シフトの管理

- ・副業・兼業先との勤務シフトの調整
- ・副業・兼業先への医師労働時間短縮の協力要請

#### (5) C-1水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化

- 例:・教育カンファレンスや回診の効率化
  - ・効果的な学習教材・機材の提供による学習環境の充実
  - ・個々の医師に応じた研修目標の設定とこれに沿った研修計画の作成

※上記(1)から(5)の項目ごとに「計画策定時点での取組実績」「計画 期間中の取組目標」を記載する。

# 臨床研修医の働き方改革?



# 勤務環境改善マネジメントシステムの流れ

医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き(改訂版)

**医師の「働き方改革」へ向けた医療勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き**より

### 各医療機関の取組

ステップ **1** 方針表明

トップによる取組の方針を周知

ステップ 2 体制整備

多職種による継続的な体制

ステップ 3 現状分析

客観的な分析により課題を明確化

ステップ 4 目標設定

ミッション・ビジョン・現状から、目標設定

ステップ 5 計画策定

目標達成のための実施事項を決定

ステップ 6 取組の実施

1つ1つ着実で継続的な実践

ステップ 7評価・改善

成果を測定し、次のサイクルにつなげる

経営 に よる積極 的 な 関与が 必 要

マネジメントシステム導入の支援ツール

推進体制整備 シート

現状分析シート

現状診断・ 対策立案シート

アクションプラ ンシート

PDCA運営 シート

ポイント

#### •取組開始の初期では小さな成功を積み重ねる

勤務環境改善は継続することが重要ですが、最初から達成困難な目標を掲げた場合には職員のモチベーションが低下し、取組みが止まってしまう可能性があります。まずは達成し易いものから取組みを開始しましょう

ポイン

#### •自医療機関にとって必要なステップのみを参考にする

ステップ1から取組む必要はなく、自医療機関で改善を進めて行く上で改善が必要なステップを参考にしてください

まとめ



# 働き方改革の目指す先

■医師を含め、医療機関で働くすべての人の働き方改革を進め、

誰もが、心身の健康を維持しながら いきいきと医療に従事できる状況の実現

今は多忙な医師・医療従事者も、

- •自己研鑽に十分な時間を割くことができる
- ・研究にも十分に力を注げる、
- 十分な休息で疲労を回復し、笑顔で働ける、 そういう状況の実現

# ⇒よりよい質の医療の提供へ